

D分科会 テーマ②私学をめぐる法律上の諸問題

講 師：植村 礼大氏

(俵法律事務所 弁護士)

運営委員：公 江 茂

小林 啓延

平成24年8月10日付けで労働契約法が改正され、一部は交付日に施行されることになりました。今般の改正は、有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、また、期間の定めがあることによる不合理な労働条件を是正することによる有期労働契約者の適正な利用のためのルールとして改正したものです。この改正は私学にとっても大いに影響があります。

したがって、本分科会では、前年度に引き続き俵法律事務所から植村礼大氏を講師にお招きし、労働契約法条文・厚生労働省「労働契約法の施行について」通知などを資料としパワーポイント画面上より、分かりやすく解説していただきました。改正の概要としては次のようになります。

1 改正の内容

- ① 有期労働契約の期間の定めのない契約への転換
- ② 有期労働契約等雇止め法理（判例法理）の制定化
- ③ 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

2 改正時期

- ②については平成24年8月10日の交付と同時に施行
- ① ③については、交付の日から1年以内に施行

また、参加者からの質問にも、具体的な事例を踏まえた説明をしていただきました。

日常の経理業務とは違った観点から学校業務をみることができ非常に興味深く参考になったのではないかと思います。